

曾爾村移住お試し住宅の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 曾爾村への定住促進と空き家の有効活用を図るため、曾爾村移住お試し住宅
(以下「お試し住宅」という。)を設置する

(住宅の名称及び位置)

第2条 お試し住宅の名称及び位置等は次のとおりとする。

| 住宅の名称 | 所在地 | 構造 | 用途 |
|------------|-----------------|-------|---------|
| 結 ~musubi~ | 宇陀郡曾爾村大字今井424-1 | 木造・2階 | 移住お試し住宅 |

(村と所有者との間で締結する貸借契約)

第3条 村長は、お試し住宅として使用する空き家の借り上げに際し、当該空き家の
所有者(以下、「所有者」という。)と使用貸借契約(以下、「貸借契約」という。)を
締結する。

2 貸借料は、原則として無料とする。

3 貸借契約期間中の固定資産税は、曾爾村税条例(昭和29年条例第9号)第71条第1項
第2号の規定により免除とする。

(貸借期間)

第4条 村長が所有者から住宅として使用する空き家を借り上げる期間は、令和15
年3月31日までとする。ただし、やむを得ない事由により、所有者との貸借契約が
解除されたときは、貸借期間は、その解除までとする。

2 前項の場合において、所有者は、当該空き家の明渡しを希望する日の6月前まで
の間に、村長及び利用者に対して解約の申入れをしなければならない。

3 第2項の場合において、所有者は、使用前改修から経過年数に応じて、改修に要
した費用の全部又は一部に相当する額を村に返還する義務を負うものとする。

(原形の変更)

第5条 村長は、所有者との貸借期間中において、当該住宅の原形を変更することが
できる。

2 前項により住宅の原形を変更したときは、村長と所有者との間の貸借期間満了時
又は貸借契約の解除により当該住宅を所有者に返還する際、原形に回復する義務を
負わないものとする。

(規則への委任)

第6条 お試し住宅の管理運営方法その他必要な事項については、村長が別に規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。